

議案番号	件名														
提案課名	内容														
議案第28号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について														
人 事 課	<p>1 人事院勧告等に基づく関係条例の一部改正について</p> <p><b>【改正趣旨】</b>  人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、一般職の職員の期末手当の支給額等について所要の改正措置等を講ずるとともに、特別職に属する常勤の職員、市議会議員及び会計年度任用職員の期末手当についても所要の改正措置を講ずるもの。</p> <p>(1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>① 6月及び12月に支給する期末手当の支給割合の改定</p> <table border="1" data-bbox="411 790 1461 976"> <thead> <tr> <th>手当区分</th> <th>給料表</th> <th>職員区分</th> <th>【現行】</th> <th>【改正案】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">期末手当</td> <td>行政職</td> <td>再任用以外</td> <td>100分の127.5</td> <td>100分の120</td> </tr> <tr> <td>医療職(1)2 教育行政職</td> <td>再任用</td> <td>100分の72.5</td> <td>100分の62.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 令和4年6月支給額の調整  令和3年12月に改定できなかったものを令和4年6月に合わせて減額する。</p> <p><b>【施行期日】</b>  公布の日</p> <p>(2) 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p>① 6月及び12月に支給する期末手当の支給割合の改定  <b>【現行】</b> 100分の2.225 ⇒ <b>【改正案】</b> 100分の215</p> <p>② 令和4年6月支給額の調整  令和3年12月に改定できなかったものを令和4年6月に合わせて減額する。</p> <p><b>【施行期日】</b>  公布の日</p> <p>(3) 三田市議会議員報酬等に関する条例の一部改正</p> <p>① 6月及び12月に支給する期末手当の支給割合の改定  <b>【現行】</b> 100分の222.5 ⇒ <b>【改正案】</b> 100分の215</p> <p>② 令和4年6月支給額の調整  令和3年12月に改定できなかったものを令和4年6月に合わせて減額する。</p> <p><b>【施行期日】</b>  公布の日</p> <p>(4) 三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正</p>	手当区分	給料表	職員区分	【現行】	【改正案】	期末手当	行政職	再任用以外	100分の127.5	100分の120	医療職(1)2 教育行政職	再任用	100分の72.5	100分の62.5
手当区分	給料表	職員区分	【現行】	【改正案】											
期末手当	行政職	再任用以外	100分の127.5	100分の120											
	医療職(1)2 教育行政職	再任用	100分の72.5	100分の62.5											

① 6月及び12月に支給する期末手当の支給割合の改定

【現行】100分の127.5 ⇒ 【改正案】100分の120

【施行期日】

公布の日

2職の追加に係る一般職の給与に関する条例の一部改正について

【改正趣旨】

従来から、室長級（7級）に担当室長、室参事を置き、特命事項について担当させてきたところであるが、今回新たに各行政委員会事務部局等に担当次長を追加するもの。

【改正内容】

職務の級	職務の内容
7級	(3)各行政委員会事務部局等 次長、担当次長の職務

行政職給料表級別標準職務表に担当次長の職を追加する

【施行期日】

令和4年4月1日